



鳥取県公報

平成13年 6月15日(金)
号外第67号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(49)(職員課).....	1
訓 令	鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(7)(総務課).....	6

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 権限配分の見直しによる改正

- (1) 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理のうち出納長及び部長等に係るもの並びに休暇又は職務に専念する義務の免除の承認のうち部長等に係るものを副知事の委任決裁事項(現行知事決裁事項)とすることとした。(別表第1関係)
- (2) 副知事が正当決裁権者である場合の代決について、その第1順位者を総務部長とし、第2順位者を主務部長とすることとした。(第8条関係)
- (3) 普通財産の貸付けのうち無償又は時価よりも低い価額で行うもの以外のものに係る事務処理権限の区分を定めることとした。(別表第1関係)
- (4) 鳥取県市町村振興交付金(西部地震災害対策支援事業に係るものに限る。)に係る事務を西部県民局長又は日野総合事務所長の委任決裁事項とすることとした。(別表第2関係)
- (5) 鳥取県うるおいのある村づくり対策事業費補助金、鳥取県棚田保全資材応援します事業費補助金及び鳥取県グリーン・ツーリズムモデル地区育成事業費補助金に係る事務を地方農林振興局長又は日野総合事務所長の委任決裁事項とすることとした。(別表第2関係)
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令を部長の委任決裁事項(現行課長の専決事項)に改めることとした。(別表第2関係)

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

6 略		略	
7 略		略	
8 略		略	
9 略		略	
10 略		略	
11 略		略	
12 略		略	
13 略		略	
三組 1 略		略	
2 略		略	
3 略		略	
4 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 (一) 副知事に係るもの (二) 出納長又は部長等に係るもの (三) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。)に係るもの (四) 地方機関の長に係るもの (1) 5日以上にわたり県外を旅行する場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの (五) 所属職員に係るもの			
5 略		略	
6 休暇又は職務に専念する義務の免除の承認 (一) 部長等に係るもの(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第14条第1項に規定する年次有給休暇(以下単に「年次有給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。) (二) 次長等に係るもの(年次有給休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第1項に規定する無給休暇(以下単に「無給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇(以下「産前休暇等」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する規則			

6 略		略	
7 略		略	
8 略		略	
9 略		略	
10 略		略	
11 略		略	
12 略		略	
13 略		略	
三組 1 略		略	
2 略		略	
3 略		略	
4 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理 (一) 副知事、 <u>出納長又は部長等</u> に係るもの (二) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。)に係るもの (三) 地方機関の長に係るもの (1) 5日以上にわたり県外を旅行する場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの (四) 所属職員に係るもの			
5 略		略	
6 休暇又は職務に専念する義務の免除の承認 (一) 部長等に係るもの(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第14条第1項に規定する年次有給休暇(以下単に「年次有給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。) (二) 次長等に係るもの(年次有給休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第1項に規定する無給休暇(以下単に「無給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇(以下「産前休暇等」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する規則			

(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

(三) 地方機関の長に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

(1) 7日以上にわたる場合

(2) 7日以上にわたらない場合

(四) 所属職員に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年鳥取県条例第25号)第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

(三) 地方機関の長に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

(1) 7日以上にわたる場合

(2) 7日以上にわたらない場合

(四) 所属職員に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年鳥取県条例第25号)第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)

7	略	略
8	略	略
9	略	略
10	略	略
11	略	略
12	略	略
13	略	略
14	略	略
15	略	略
16	略	略
17	略	略
18	略	略
19	略	略
20	略	略
21	略	略
22	略	略
23	略	略
四	略	略
1	略	略
2	略	略
3	略	略
4	略	略
5	略	略
6	略	略
7	略	略
8	略	略
五	略	略
1	略	略
2	略	略
3	略	略
4	略	略
5	略	略
6	略	略
7	略	略
8	略	略
9	略	略

7	略	略
8	略	略
9	略	略
10	略	略
11	略	略
12	略	略
13	略	略
14	略	略
15	略	略
16	略	略
17	略	略
18	略	略
19	略	略
20	略	略
21	略	略
22	略	略
23	略	略
四	略	略
1	略	略
2	略	略
3	略	略
4	略	略
5	略	略
6	略	略
7	略	略
8	略	略
五	略	略
1	略	略
2	略	略
3	略	略
4	略	略
5	略	略
6	略	略
7	略	略
8	略	略
9	略	略

六 略	1 略							略			
	2 略							略			
	3 略							略			
	4 略							略			
	5 略							略			
	6 略							略			
	7 略							略			
七 略	1 略							略			
	2 略							略			
	3 略							略			
八 公 有財 産の 管理 に関 する 事務	1 普通財産の貸付け 又は借受け (一) 適正な対価な くして行う貸付け のうち財産の交換、 譲与、無償貸付等 に関する条例(昭 和39年鳥取県条例 第8号)の規定の 適用を受けないも の (二) (一)以外のも の (1) 1件の予定 賃貸料又は予定 賃借料の額が 600万円以上の もの (2) 1件の予定 賃貸料又は予定 賃借料の額が 600万円未満の もの イ 重要なもの ロ 軽易なもの										
	2 略										
	3 略										
	4 略										
	5 略										
	6 略										
	7 略										
	8 略										
	9 略										
	10 略										
	11 略										
	九 略	1 略									
2 略											
3 略											
十 略	1 略										
	2 略										
	3 略										

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)
個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 種 類	項 内 容	事務処理権限の区分					地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称
			専決権者		委任決裁権者			
			知事	部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	
略								
市 一~十四 略								
市 町 村 振 興 課	十五	鳥取県 補助金等交 付規則に基 づく知事の 権限に属す る事務						西部県民 局長 日野総合 事務所長

六 略	1 略							略			
	2 略							略			
	3 略							略			
	4 略							略			
	5 略							略			
	6 略							略			
	7 略							略			
七 略	1 略							略			
	2 略							略			
	3 略							略			
八 公 有財 産の 管理 に関 する 事務	1 普通財産の貸付け 又は借受け (一) 貸付けのうち 財産の交換、譲与、 無償貸付等に関す る条例(昭和39年 鳥取県条例第8号) の適用を受けるも の又は借受け (1) 1件の予定 賃貸料又は予定 賃借料の額が 600万円以上の もの (2) 1件の予定 賃貸料又は予定 賃借料の額が 600万円未満の もの イ 重要なもの ロ 軽易なもの (二) (一)以外のも の										
	2 略										
	3 略										
	4 略										
	5 略										
	6 略										
	7 略										
	8 略										
	9 略										
	10 略										
	11 略										
	九 略	1 略									
2 略											
3 略											
十 略	1 略										
	2 略										
	3 略										

別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)
個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 種 類	項 内 容	事務処理権限の区分					地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称
			専決権者		委任決裁権者			
			知事	部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	
略								
市 一~十四 略								

略		略	
企 画 振 興 課	一三略	企 画 振 興 課	一三略
四	鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1	鳥取県うるおいのある村づくり対策事業費補助金、鳥取県棚田保全資材応援します事業費補助金及び鳥取県グリーン・ツーリズムモデル地区育成事業費補助金に係る事務
			地方農林振興局長 日野総合事務所長
略		略	
障 害 福 祉 課	一八略	障 害 福 祉 課	一八略
九	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1~21	略
		22	同法第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令
		23~34	略
十一十二略		十一十二略	
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第7号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年6月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成5年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書の取扱いの特例)</p> <p>第51条 略</p> <p>(電磁的方式による処理)</p> <p><u>第52条</u> <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定める事案については、文書を作成せず、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって</u></p>	<p>(文書の取扱いの特例)</p> <p>第51条 略</p>

は認識することができない方法をいう。以下同じ。）
により処理することができる。

2 前項の電磁的方法により処理する場合の取扱いは、
別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成13年 6月15日から施行する。

